

健生発0326第4号
令和7年3月26日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング所における衛生管理に関する通知の一部改正について

クリーニング所における衛生管理に関しては、「クリーニング所における消毒方法等について」（昭和39年9月12日環発第349号）及び「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に基づき、実施していただいているところですが、亜塩素酸水による消毒方法が有用であるとの知見に基づき、今般、これらの通知を別紙1及び別紙2のとおり改正し、令和7年4月1日より適用することとしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導にあたって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

クリーニング所における消毒方法等について（昭和 39 年 9 月 12 日環発第 349 号）

新旧対照表

（傍線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
第一 消毒方法及び消毒の効果を有する洗たく方法について 一 法第 3 条第 3 項第 5 号の規定による消毒方法は、他の法令に定めがあるものを除き、次の各号の一によること。<u>（削除）</u> （一）～（ハ） （略） （九）<u>亜塩素酸水消毒（その遊離塩素濃度 25ppm 以上の水溶液中に摂氏 20 度以上で 10 分間以上浸すもの又はその遊離塩素濃度 50ppm 以上の水溶液中に摂氏 10 度以上で 10 分間以上浸すものをいう。）</u> 二・三 （略） 第二 （略）	第一 消毒方法及び消毒の効果を有する洗たく方法について 一 法第 3 条第 3 項第 5 号の規定による消毒方法は、他の法令に定めがあるものを除き、次の各号の一によること。<u>ただし、石炭酸水、クレゾール水又はホルマリン水を使用する消毒に関しては伝染病予防法施行令第 3 条第 2 項に規定する医薬品を使用してもさしつかえないこと。</u> <u>なお、伝染病予防法第 1 条第 1 項又は第 2 項に規定する伝染病の患者のせんたく物を委託することは、同法第 10 条の規定により、一般的には禁止されているものであること。</u> （一）～（ハ） （略） <u>（新設）</u> 二・三 （略） 第二 （略）

クリーニング所における衛生管理要領(昭和 57 年 3 月 31 日環指第 48 号)

新旧対照表

(傍線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
第 1 ～第 3 (略) 第 4 消毒 1 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要 (1) 消毒方法 ア 理学的方法 (略) イ 化学的方法 (ア) 塩素剤による消毒 a さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃以上で 5 分間以上浸すこと (この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。) (注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。 b <u>亜塩素酸水を使用する場合は、その遊離塩素濃度 25ppm 以上の水溶液中に 20℃以上で 10 分間以上浸すこと又はその遊離塩素濃度 50ppm 以上の水溶液中に 10℃以上で 10 分間以上浸すこと。</u> <u>(注) a のさらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等に比べ漂白作用は小さい。</u> (イ)～(オ) (略)	第 1 ～第 3 (略) 第 4 消毒 1 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要 (1) 消毒方法 ア 理学的方法 (略) イ 化学的方法 (ア) 塩素剤による消毒 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃以上で 5 分間以上浸すこと (この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。) (注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。 <u>(新設)</u> (イ)～(オ) (略)

(2) (略) 2 設備及び容器等の消毒方法の概要 (略) 第5・第6 (略)	(2) (略) 2 設備及び容器等の消毒方法の概要 (略) 第5・第6 (略)
---	---